令和4年度 第3回都市計画審議会 意見及び対応について

No	意見	対応
1	丸亀市民にとっては2市3町及び宇多津町等は広域の生活圏	特定用途制限等の設定については、県・周辺市町との調整は必須
	(職域)であり、P47の特定用途制限等の市町のバラツキに	であることから、現在、香川県主導のもと、中讃地域の市町との
	ついては、早い時期での総合調整が必要と思われる。	様々な意見交換等を重ね協議を行っているところです。引き続き
		土地利用についての議論を重ね、調整を図ってまいります。
2	災害リスクについてはいろいろ記載があるが、喫緊の問題は	南海トラフ地震をはじめとするような災害リスクに対しては、
	南海トラフ地震であると思われる。その対処は別計画となる	「地域防災計画」や「ハザードマップ」、本「防災指針」などに
	ようだが、本マスタープランを含めて市民の災害リスク対処	基づき、総合的に対応していく必要があり、関係部局との連携の
	認識とのズレを危惧しています。行政が更に積極的に本プラ	もと、周知啓発に努めてまいります。
	ンを含めて市民への啓発啓蒙を進め、対応準備してもらう必	
	要があると思われる。	
3	「(2) ①土地利用規制の見直し」においては、誘導区域内で	ご意見のとおり、「防災指針」は誘導区域に関してのみの記載と
	発生する恐れのある洪水・内水氾濫等にかかるハザード情報	なり、その他のエリアについては、ハザードマップや地域防災計
	について記載されている。改訂版のマスタープランを読む市	画などに記載されています。
	民の中には、誘導区域外はどうなのか?と疑問に感じる場合	したがって、市民が内容を見た際に、困惑する可能性があるため、
	もあるため、脚注をいれるなどして、市全体の防災に関して	ご意見のとおり、脚注により区域外の記載はハザードマップや地
	は、ハザードマップ等でご確認ください等の文言でカバーす	域防災計画にてご確認いただくよう誘導することといたします。
	べきではないか。	
4	官民間での言葉の定義づけの差異があるかもしれないが、	ご意見のとおり、「取組例」と記載している内容については、実
	「取組方針」「取組例」のいずれの記載でも、実行の具体性	行の具体性がある施策ではなく、例示しているものであることか
	が問われるものと考える。	ら誤解を招かないよう「想定される取組例」として記載を修正い
	実行する具体例ではなく、取組みの例示という意味での記載	たします。
	であれば、「取組例(案)」や「今後検討すべき取組例」「想	
	定される取組例」といった表現にした方が、無難と考える。	